

令和8年度安田町会計年度任用職員募集要綱

令和8年度 安田町会計年度任用職員の募集について、次のとおり実施する。

第1 募集職種及び任用予定人数

事務補助員	6人	保育教諭 等	4人
読書支援員	1人	学習支援員又は 特別支援教育支援員	5人
校務支援員	2人	用務員	3人
ふるさと応援隊員（集落支援員）	3人	調理員	6人
一般事務員	3人	清掃作業員	2人
文化振興企画員	1人	施設維持管理作業員	4人
地域学校協働活動推進員	1人	自動車運転手	2人
日本遺産推進専門員	1人		

第2 募集内容及び申込資格

「令和8年度安田町会計年度任用職員募集一覧」による。

※募集内容について、職員配置や事業の改廃等により変更となる場合がある。

第3 雇用条件

（1）報酬等

安田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例を適用する。

- ・期末手当…6月1日、12月1日に在籍している者のうち、条件を満たした場合に支給
- ・勤勉手当…6月1日、12月1日に在籍している者のうち、条件を満たした場合に支給
- ・通勤手当又は費用弁償…自宅から勤務場所までの通勤距離（2km以上）に応じて支給
- ・時間外勤務手当又は報酬…正規の勤務時間以外の時間に勤務が命じられた場合に支給
※報酬額等は給与改定等により変更になる場合がある。

※任用時の職歴（同種の職種に限る）を経験年数に換算し給料月額を決定する。（上限有）

※その他、条例に定める勤務が命じられた場合には、特殊勤務報酬等を支給

（3）休日

原則、土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）

（4）休暇制度

- ・年次有給休暇…任用期間に応じて付与
- ・特別休暇…有給、無給あり

（5）服務

地方公務員法の服務に関する各規定を適用する。

（6）条件付採用

地方公務員法第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1ヵ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用とする。

（7）各種保険等

- ・社会保険等（共済組合及び厚生年金）

原則、週の勤務時間が20時間以上で任用期間が2か月を超える場合対象

- ・雇用保険

原則、週の勤務時間が20時間以上で、かつ任用期間が31日以上の場合対象

- ・労災保険

業務遂行時の事故については労務災害保険または安田町の公務災害補償により対応

第4 申込手続

(1) 申込書等の配布

安田町役場総務課・中山支所にて配布する。また、町ホームページからもダウンロード可能。

(2) 申込方法

申込書等に必要事項を記入のうえ、最近6ヶ月以内に撮影した写真（上半身脱帽正面向き、写真裏面に氏名を記入のこと）を糊付けし、郵送または持参により提出すること。

※申込書は合否によらず返還しない。申込書及び履歴書に記載された個人情報については、安田町会計年度任用職員に係る採用選考及び任用の手続きに必要な範囲内で利用する。

※特定の資格・免許が必要な職種については、証明書の写しを添付すること。

(3) 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月13日（金） 午前8時30分から午後5時15分

(4) 提出先

下記まで提出又は郵送すること。なお、郵送提出の場合は、「登録申込・履歴書在中」と朱書きのうえ、2月13日午後5時15分必着とする。

募集一覧番号	提出先	住 所
1～15	安田町役場総務課	〒781-6421
16～26	安田町教育委員会	安芸郡安田町大字安田1850番地

(5) 注意事項

地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、応募できない。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるま

での人

・安田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

第5 登録選考及び任用等

(1) 申込締切後、書類選考及び面接（令和8年2月下旬予定）を実施する。（詳細については、後日本人宛に通知する。）

(2) 選考の結果、合格者を決定し、本人に通知する。合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員登録名簿に登載し、各所属課等で必要が生じたときに、適任者を選び任用する。

第6 募集公告

別紙「令和8年度安田町会計年度任用職員募集公告」による。